

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分公表について（令和2年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20200803	有限会社松本運輸(法人番号9190002016018) 代表者松本拓也	三重県松阪市稲木町539-2	本社営業所	三重県松阪市清生町547番地2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和2年6月10日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
2 20200804	有限会社長野興業(法人番号4180302013711) 代表者長野貴範	愛知県豊川市上長山町小南口原140-8	本社営業所	愛知県豊川市上長山町小南口原140-8	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年11月22日及び令和元年12月4日、監査方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	4
3 20200805	硝和運輸有限会社(法人番号6200002013726) 代表者伊藤雅之	岐阜県不破郡垂井町綾戸382-4	本社営業所	岐阜県不破郡垂井町綾戸字不破の初382-4	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年11月27日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20200805	大矢知運輸有限公司 (法人番号 9180002083216) 代表 者山本裕茂	愛知県半田市横川町1- 12-1	本社営業所	愛知県半田市横川町1- 12-1	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第6条第1 項第1号	令和元年12月5日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
5 20200805	株式会社ヤマセイ(法人 番号 7180001097623) 代表 者田中宣之	愛知県弥富市鍋田町八穂 155-1	本社営業所	愛知県弥富市鍋田町八穂 155-1	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和元年12月16日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	5	5
6 20200817	日本商運株式会社(法人 番号 5210001002630) 代表 者平木ひとみ	福井県吉田郡永平寺町松 岡下合月12-3	名古屋営業所	愛知県一宮市丹陽町伝法 寺字五輪ヶ淵4360番113レ ジデンスリハーサイト101号室	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和元年12月17日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)整備管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分公表について（令和2年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20200817	有限会社港運企画(法人番号4180002047480) 代表者遠藤富士夫	愛知県名古屋市中東区香流3丁目508番地	本社営業所	愛知県海部郡飛鳥村木場町2-136-2	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和元年8月20日及び令和2年1月28日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第1項第5号)、(2)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(7)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
8 20200818	有限会社共栄陸運(法人番号7200002020119) 代表者大澤憲次	岐阜県多治見市高田町岩曾根10	本社営業所	岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目6番地40	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和元年12月11日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)	2	2
9 20200818	株式会社ダイセーセントレックス(法人番号5180001123091) 代表者田中健恵	愛知県弥富市鎌倉町295	港営業所	愛知県名古屋市中港区善進本町517	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年12月11日及び令和元年12月20日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10 20200821	有限会社浅野興業(法人番号4210002000155) 代表者浅野秀一	福井県福井市江上町第45号9番地	本社営業所	福井県福井市江上町第45号9番地	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年10月28日、監査方針に基づき、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
11 20200826	トールエクスプレスジャパン株式会社(法人番号3120901014851) 代表者山本龍太郎	大阪府茨木市宿久庄2丁目10-2	掛川支店	静岡県掛川市伊達方字新田920-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和2年7月7日、関係機関からの通知を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
12 20200828	有限会社セントラルカーゴ(法人番号9180002070882) 代表者加藤博司	愛知県小牧市多気北町193番地	岐阜営業所	岐阜県岐阜市藪田南4丁目10番8号	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和元年10月29日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の公表について（令和2年8月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13 20200831	青郷陸運有限公司(法人番号 5180302008108) 代表者横原崇博	愛知県豊橋市吉前町字西吉前新田175-2	本社営業所	愛知県豊橋市吉前町字西吉前新田175-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	令和2年7月22日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(2)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
14 20200831	朝日運輸株式会社(法人番号 3180001005977) 代表者堀田正二	愛知県名古屋市中港区正保町8-60	本社営業所	愛知県名古屋市中港区正保町8-60	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和2年7月10日及び令和2年7月20日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。